

奄美群島歴史文書の概要と歴史像の再構築について

弓削政己

国内における史料の所在、新たな史料による歴史構築に向けた事例、ノロの継承変化とユタ、百姓身分への編成過程、身分制の成立、災害におけるノロとユタ、オランダ貿易、名字について、他の地域への視点、現在における島民の状況と歴史認識

About the overview of the Amami-gunto history document and the restructuring of the history image

MASAMI YUGE

The location of the historical records in the country, The case to have paid to the history building by the historical records which are new, The acceding change of Noro and Uta, The process of the organization to Hyakusyuu, The formation of the social class composition, Noro and Uta about the disaster, The Holland trade, About the surname, The viewpoint to the other area, The situation and the history recognition of the islander about the present

はじめに

奄美群島は、大島とそれに含まれる加計呂麻島、請島や与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の8有人島で構成される島嶼群である。奄美群島は15世紀中ごろ琉球国支配、1609(慶長14)年以降の薩摩藩支配直轄支配、戦後の米軍統治から1953年に鹿児島県となった。また、内部的には近代、大島以北の十島の行政庁は大島の支庁でもあった。そのなかで、例えば近世でいえば、薩摩藩は、独自の国の琉球国に統治されていた奄美群島に対して、近世的諸整備を実施した地域である。また、琉球と中国の冊封体制の下で、対外的には「琉球国内」と偽称した地域である。さらに薩摩藩統治下の2/3の時期を占める大島、喜界島、徳之島の上納物は専売制を伴った砂糖であった。かつ沖永良部島、与論島も幕末には砂糖が上納品となった地域である。このような歴史を構成している地域であるため、歴史文書(以下史料)は、単に地域史内部を明らかにするだけではない、幕府、薩摩藩、琉球、明・清国とも関連を持つ広い地域や分野の史料がある。それは近代になっても近世に関連して同様な事が指摘される。

1、史料の所在とその概観

これまで知られている奄美群島の史料は国内外にある。

まず、奄美群島内の史料等の所在については、約8千点が確認されている。これは、鹿児島県歴史資料センター黎明館の「奄美群島歴史史料調査事業」として委託を受けた奄美郷土研究会が2002年度から2004年度の3年間で実施した結果である。

国内的には、刊行された本や史料集、未刊行で公的、私的に奄美群島に収集されている史料は、全国的に以下列記する機関等にある。東北地域は、青森県立図書館、弘前市立図書館、東京・関東地域では国会図書館及び上野図書館、国立教育研究センター、国立公文書館本館およびつくば分館、東京市政専門図書館、東京国立博物館、東京水産庁、外務省外交資料館、東京大学の史料編纂所、本居宣長文庫、慶応大学、早稲田大学、流通経済大学祭魚堂文庫、神奈川大学、東京首都大学、筑波大学、法政大学の各図書館、国際基督教大学、静嘉堂文庫、渋沢敬三別邸、奄美群島出身者所有、関西地域では大阪府立図書館、大坂部落解放研究所、天理大学今西文庫、関西大学、神戸大学付属図書館住田文庫、奄美群島出身者、九州では九州国立博物館、長崎大学付属図書館、九州大学、対馬歴史民俗資料館、財団法人鍋島報効会、宮崎県立図書館、都城市立図書館、都城島津邸、鹿児島大学付属図書館、鹿児島国際大学、鹿児島県立図書館、鹿児島県歴史資料センター黎明館、阿久根市立図書館、揖宿市立図書館、奄美群島出身者、沖縄県では沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、那覇市歴史博物館、宮古島市総合博物館、琉球大学付属図書館、沖縄国際大学南島文化研究所等である。広範な地域に史料が存在している。

以上、これら奄美群島の史料の所在について触れた。これまで把握された史料の概要

については、すでにモデル図が石上英一により「琉球時代の奄美諸島史料」として作成されている。それは、奄美群島内にある史料を基本としてと、薩摩・日本史料、琉球史料とリンクし、対外的には朝鮮・中国・欧米史料に奄美に関する史料が存在するという位置付けである[a]。ただ、奄美群島以外の史料群については、史料中の一部に奄美関係が記載されているという事が多い。そのため奄美群島に関する史料把握が困難な側面もある。

しかし、このような史料等も昨年、今年の奄美諸島の災害により、内部では例えば旧住用村の博物館、龍郷町公民館蔵の史料・民俗資料の損傷があった。これらの災害に対応する史料保存対策が必要とされる。一方、奄美博物館では 2010 年度から 3 カ年計画「市民と共に育て継承する奄美遺産活用事業」で原本史料、関係論文の追跡調査、撮影収集などの事業も始まっている。以前の「奄美群島歴史史料調査事業」の所在目録作成を受け継いだ事業である。さらに徳之島でも同様な取り組みが実施されている。その中でも、今後重視をする必要があるのは、各地域に移住した奄美群島出身者の所持している史料である。今日明らかになっている複写史料の原本がどこにあるかという点からもそのことは必要である。

2、新たな史料による奄美群島史の再構築について
歴史像再構築のため、若干の事例を明らかにしたい。

1) 琉球国統治時代に確立されたとされる神女組織「ノロ」と上位の「大あむしられ」制度について。

奄美史では薩摩支配になっても女系継承を含め琉球と同じであると言われてきた。また、男性首長とノロが政治と宗教を分担して統治してきたと理解されてきた。さらに、奄美史では、藩によりノロと霊能者と言われるユタともに弾圧されたと以前は言われてきた。その意図するものは、親琉球、反薩摩藩の琉球、奄美群島同一文化の根拠とされてきた。

しかし、それらの理解について、まず、石上英一は琉球統治下に「特定集落を行政と宗教を分担しながら統治する」ことを明確に否定した[b]。

このような研究状況について、近世の文書「勝家文書」に、ノロの上位の大あむしられの継承に関する史料が出てきた。それはまた、管轄地域についても従来の見地と異なるものであった。つまり、神女組織は琉球、奄美群島同一であっても内容について、藩直轄支配の奄美群島はそれ以前と変容していることを示すものであった。

この勝家文書は、1728(享保 13)年 7 月 16 日付で藩の判断(国遣座、後勝手方で奄美群島の管轄)で、喜界島代官町田孫七が喜界島六間切の与人中、横目中へ申し渡したものである。

これによると、先頃、東大あむがなくなったため、その継承について喜志文と重場がいろいろ言ってきた。継承についてはいろいろあるため、喜界島役人中で議論をした

が決め兼ねる。そのため、「大和より仰せ付けられた御書付」をもって、勝連家のゑくか樽の嫡女に継がせる。女筋目では先々わからなくなり、決め手に欠けるので、勝連家に琉球王からの朱印状と勾玉を渡し、今後東大あむは、勝連家に決めるので怠ることなく相続することとした。また、湾大あむは李志組家に決める。つまり、女系の血筋ではなく、男系の嫁も含めて家制度による継承を確定した。また、喜界島は六間切であるが、大あむ職は二名であり、そのため管轄地域は、六か所ではなく広く二区域とされた[c]。これはまた、ノロについて藩は禁止はしなかったことも示している。この勝家文書を、抜粋して提示する(原史料、九州国立博物館蔵)。

「先頃東大はむ相果候ニ付て、跡継目之儀、喜志文・重場より段々之申出之趣有之、古キ證書等差出見届候処、何れを可取揚様無之趣ニ候、然は右継口之儀は、当島作法も可有之事ニ候故、各同役中え吟味申渡候処ニ、嫡家より相勤事之由、又ハ娘え次来ル事之由、段々取沙汰有之候得共、申伝迄ニて究て之證拠無之候付、役人中ニても究て難片付候間、当座吟味次第申付度由申出候、依之於当坐段々被吟味候処ニ、右通究て之継口委細不相究事ニ候得は、兎角此節之儀ハ大和より被仰付候御書付を取持ゑくか樽を元祖ニ取立継目可申付外無之筈と申談候。(中略)東大はむ之儀ハ勝連家ニ申付、朱印并かはら之宝珠相渡候て、此段勝連え可申渡候。

一、湾大はむ之状も向後他家え致縁組付娘出生いたし候ても李志組家本家ニ候間、代々右家之子ニ相返候筈ニ、近年為相究由候故、湾大はむ之儀ハ、向後李志組家と相究り、本意之仕業尤之事ニ候、東大はむ之儀も勝連家ニ相究候て、末々至迄無懈怠以相続事ニ候(下略)。

2) 藩の新たな領土に対する政策。近世の奄美群島全体の百姓身分への編成過程について。

藩は、新たな領土である奄美群島に対する政策のうち、身分について総百姓とするという立場で臨んでいた。しかし、それは、1 世紀近く続いた「藩による系図焼棄論」により、奄美の歴史を湮滅したという理解により、それ以上の身分制への探求が乏しかった。また、琉球国統治以来の奄美群島の役人(以下、島役人)の百姓化と町人層の不存在についての理由に対する視点と研究がなかった。

まず、1706(宝永 3)年に藩へ系図差出をもって、系図焼棄を述べた都成植義『奄美史談』に対しては、その誤りが「芝家文書」により明らかになった。これまで知られていた複写本とともに、2007 年発刊の『瀬戸内町誌(歴史編)』編纂事業時に原本が確認できた。

これによると以下の事が把握できる。

芝家が 1783(天明 3)年に郷士格に取り立てられ、名字決定に際し、御記録所が吟味する事になったが、「家之系図・由緒書」は居住地の篠川村にあるため、そのあらましの文書を提出した。その際藩御記録奉行の「御斬」として、宝永期に差し出

された系図が記録所にあり、芝家の勤功を把握しているというのである。つまり、系図は焼棄されていなかったことを示している。以下、関連する芝家文書を抽出する[d]。

「宝永年鑑之次節、四島共ニ系図御札有之、私共先祖與々瀬留より代々与人役相続、琉球御支配之砌全条申上候通、[]勤功ニ実久方永々被下候趣、御記録所御帳ニ委ク相知候由、御断ニて御座」

系図差出の本質は、百姓身分編成に対する島役人の私的「訴訟」(訴え・御願)と藩が藩内全体に対する身分編成、確認としてのものであるということになる。つまり、奄美群島の史料には、新たな領土に対する身分編成について、藩と従来の島役人の対応を具体的に示すものがある。

その事例が「口上覚 大島」「松岡家文書」(写本、奄美博物館蔵)にある。これによると、(1623(元和9)年、琉球からの鉢巻を「停止」された以後であるが)、多年を経て宗門手札改めがあった。遠島であったため「二、三〇年」後、実際は「数年」後に百姓同一の「在郷手札」であった事がわかり驚いた。その変更を重要な事であるとして当時の代官へいろいろ訴えたが対応せず、代官は訴えを召し留めた。上国の時に藩主へ御目見ができることは冥加至極であるが、内実は百姓と同じ様になり、先祖以来の「由緒」も取失った(鉢巻き停止)。私ども同役(島役人の与人役)の内より、25年前の亥年1695(元禄8)年、大島代官、伊地知五兵衛の取り次ぎで訴えたが取り上げにならず、百姓と同輩となった。そのため、(与人らの主張として)百姓が与人らの下知を心得違ひをして敬意を払わないこともしばしばあるという。

つまり、島役人も百姓身分にするという点は、島役人側からすれば、1695(元禄8)年で受け入れざるを得なかったということによって決着をみる。その史料原文を以下に示す。

「其後多年間有之、初て手札表御取訊御座候段、遠島之故一同之在郷手札申受来漸二、三拾年(数年カ)程過候て承伝驚入仕合御座候間、御取訊被下度候旨、段々御訴申上候得共、重立候御訴訟ニて候間、此節も見合申上候様ニは時々其節之御代官様より被召留置候。近年ハ私共役目之者被召登難有御目見被仰渡誠ニ以身ニ余冥加至極奉存候。然共内々ニは百姓同輩ニ罷成、先祖以来之由緒も取失、別て嘆入奉存候ニ付、私共同役之内より二拾五ヶ年前之亥年、御代官伊地知五兵衛様御取次ニテ御訴申上候得共、終ニは御取揚無御座候ニ付、百姓共究て同輩ニ存居申候ニ付、適々御用向ニ付、下知仕候儀共も心得違ひて畏兼申事も間々御座候」

また、この身分を明らかにする「郷士格」と「名頭」、「名子」、「下人」、「下女」と記載された1866(慶応2)年の宗門手札も「加家文書」(写真版)として、『瀬戸内町誌(歴史編)』編纂中に島外の研究者から提供された。

3) 士に準ずる郷士格身分(役人)―百姓一家人(下男・下女・膝素立)という身分制の成立。町人層の不存在について。

1726(享保11)年3月13日に龍郷の佐文仁が新田開発1403石6斗8升9合の功により代々嫡子まで当時の外城衆中格(後、郷士格)となった。士身分となったため名字も田畑となった。こうして百姓身分から18世紀前半になって百姓身分から士身分となった。天馬田開発、砂糖黍増産技術、唐通事という「技」(技能・技術)による功績で郷士格となった。しかし、それ以後の1783(天明3)年からは、災害時の自分失脚料(自己経費)や藩への献糖など経済的側面からの郷士格取立てであった。これらの功績や下男・下女・膝素立を抱える財力も含めたこれらの史料として郷士格の各家の系図、記録がある。その背景には藩の財政危機があり、藩内でも「土成商人」という呼称がある商人から郷士への取立てが繁出した。しかし、彼らは蔑称され、『鹿児島県史料 齊彬公史料』第2巻史料番号504(鹿児島県1982)に以下の記述がある。

「献金ノ名ヲ借り、土分ニ昇等セン者、往々尠カラス、文化・文政・天保・弘化ノ初頃迄ニハ数十家ニ及ベリ・・・一般之ヲナリアガリト蔑唱シ、元来ノ土分ハ其伍ヲ同フセサリキ」。

ただ、藩内は郷士身分であるが、三島村や奄美群島の場合は、郷士に準ずる「郷士格」であった。その背景の検討が必要となる。

とともに、奄美群島史で商人層が存在しなかったことを示す史料も東京大学史料編纂所蔵「大島之一条」で明確になった。

大島の砂糖増産対策について、大島に守衛方として派遣された汾陽次郎右衛門は、島中の郷士格は多人数なので夫役免除であるため、(その分、夫役人数が少なくなり)皆迷惑をしている。以後与人・間切横目・黍横目三役を経ない者の身分は一代郷士格とし、嫡子よりは「俗生」(百姓身分)とする旨申し出た。また、代官中山甚五兵衛は、島人は全体に「百姓之身」であるのに、島役人はわがままの生活態度である。与人以下竹木横目まで役目奉公が困難な者は、その役職はそのままにして、嫡子よりは「俗生通、百姓」として役を減じても、全体の意気にかかわることはない旨申し出ている。

また、同史料中に、中山は、郷士格が多いので「此節町人等依勤功身分一件儀ニ付御沙汰之趣有之」と、郷士格の勤め振りによっては、「町人」身分の創出も申出ている。つまり、町人身分は奄美群島には存在していなかったことを示している[e]。

また、その事を前提に商人層が成立しなかった理由も把握できる。それは、砂糖が商人排除の専売制であったためである。専売制は商人の介在を前提とした専売制もあるが、薩摩藩の砂糖専売制は、生産から流通まで藩管轄であり、奄美群島での商人層の存在は必要がなかったためである。

4) 災害史料におけるノロ神女組織やユタの役割

これまで、藩はノロとユタの厳禁という理解からさらに、今日ではノロに対しては節約を徹底させながらも認め、ユタに対しては節約と呪詛をもって厳禁とし処罰をしたと理解されるようになった。しかし、新たに「通昭録」(鹿児島県立本、東京大学史料

編纂所本)を検討すると土地開墾の妨害者という新たな理解をしていることが把握できる。つまり、17世紀末の元禄期、18世紀末の安永期、藩は大島のユタ「神」に対する認識は、「浪費」とともに、土地開墾の妨げという認識があった。派遣された勸農使はノロとユタを開墾の妨げと理解していた。

藩の新田開発は、島津光久の1657(明暦3)年7月17日「掟」により、近世の一元的土地支配の確立、国中の荒地開発、水回りの見立てから始まるという[f]

奄美諸島では、代官が直接指示をして開墾させてきたが、龍郷の(田畑)佐文仁が国分で開拓技術を身につけ、1712(正徳2)年9月、工事秘伝書を得て帰島し、開拓が進んだ。

しかし、田畑開墾遅延に対して、琉球統治時代からの奄美諸島の祭祀を司る神女のノロ・ユタ等の影響も大きかったと勸農使は理解する。藩が土地開墾を進めようとしても、神山であるからと島民が恐れて開墾をしないというのもノロの影響であると把握する。また、藩から派遣された得能勸農使は、1778(安永7)年、大島にきた時の状況について「通昭録」が触れている。

「幣政を按察し民害を除き農を勧む、島の俗鬼神を信じ覘巫左道を誘ひ、民人を煽惑す。往年大禁の命有り、数十年を経て猶息ます、大小勸農二害あり、昭(得能)、朝廷ニ告て厳禁を講ふ許可す、年中米を費す事千三百余斛、牛豚を殺す事四百余に及し」島民の拝するノロ・ユタの影響の排除にも相当なエネルギーを使ったという。

すでに藩は、元禄1694(元禄7)年3月1日に神山やケンモンがいるところへは、さらに植林は禁止すると言う[g]。開墾の妨げと言う理解である。

「寛一田畠ヲ荒並作障ニ神ノ山、ケンモン、タマカリ(恐れ)所ノ由候テ竹木ヲ相立置候事一病人有之候時分致折念、牛馬其外生類ヲ殺並衣類家財等取候事右、禁止ニ申付候条、島中ヨタ共へ不殘堅勝ニ相守候様屹可申渡候、若背者於有之ハ可及沙汰ノ条、遂詮議可被申出候、尤、此書付後代官へも可被継渡者也元禄七年戊三月朔日御国遣座取次鎌田後藤兵衛喜界島代官衆」

そのため、山神への碑文建立の意図も理解できる[h]。

(右側面)享保五年丑正月吉日御新田方與人佐文仁(正面)山御神(左側面)屋喜内間切深山當福元村

その後、開墾が進み砂糖樽資材が減少すると森林保全の政策を、藩は1834(天保5)年9月に取る[i]。

「一此近年竹木致減少、樽木并帯竹等遠方え相掛手不致候得は、不相濟間、切村々も有之由、当分通召置候ては往々砂糖樽調方難洩可罷成儀差見得候、右ニ付ては掛役々をも被仰付置候間、取締可致之処、是迄大形ニ召置右通ニも為相成候付、当分迄竹木立居、作障不相成場所之儀は、村々仕立方申渡、請込役々差廻稠敷致見締候様可申渡候」

5) オランダ貿易をめぐる琉球と薩摩藩の密貿易構想と奄美群島の役割

これまで、琉球における諸外国の和好・通商・布教要求については、幕府・薩摩藩・琉球との関係で論じられてきた。1857(安政4)年のオランダ貿易構想について検討すると、奄美群島の大島が浮上してくる。従来の認識を改めたのが、東京大学史料編纂所所蔵の「大島内用書付」である。史料は短いため、ここでは全文記載する。

「大島内用書付」<()は弓削>

「中山条約(琉蘭条約)之義は、亜米利加・仏蘭西之条約ニ基キ、成丈手細ニ可申談候ノ蘭船大島え致到着候は、日本厳禁之詔(鎖国)并日本え随從(薩摩藩支配)之儀、唐国え秘候訳等委細可申談候ノ中山え条約(琉蘭条約)取結候共、小国(琉球)不自由之事故、度々渡来無之様、左候て万事所望品之儀は、大島ニて可取計旨可申談候ノ大島ニて望之品相渡し又は品物及交易候共、日本は勿論外国えも於琉球及交易候段申候趣可申談候ノ大島は琉球属島ニ候間、与人頭役候間、其段能々可申談候。万一於日本、大島之事尋ニ相成候ハ、薪・水含量之分致所望候事も有之段可申答旨、能リ可申談候ノ大島交易之事は、いつれ日本將軍家之御所置次第如何様ニも相成候故、先五ヶ年計之所は、此方(薩摩藩)より所望之品并ニ持越候うち此方望之品計相渡候様、且此方より遣候品多分ニて品物之望少々候時は、銀錢相渡候様可申談候、五ヶ年も相立、日本勝手ニ相成候ハ、大島えも誠之商法取組商人相對ニて、政府ニては額銀(天保一分銀)請取可申、及其節は猶亦可申談旨可及相談候ノ毎年渡来ニて注文品も持渡候様、左候て長崎え参り掛ニ(長崎へ参る途中に)立寄候様可申談候、代り品之儀は帰り之節立寄候様可申談候、長崎え参り掛、此方之品相渡候てハ不宣と存候、其儀六ヶ敷候ハ、琉人名前ニ取拵、万事之可致掛合候、其方相良茂親雲上之名拵可申候、其段蘭人え打明ケ相談之上可取斗候ノ右之通故、大島条約も親雲上名前ニ可取計候ノ琉球条約(琉蘭条約)は表向届ニ宜敷、大島之条約其外之儀は、堅山・山口(山田)え向ケ可申遣候、其外用事は封書ニて申遣候ノ蘭人対談次第ニは運天え便船いたし候ても不苦候事ノ来々年(1859・安政6年か)は何卒英汽船持渡候様、可相頼置候、代り品等能々可申談候、来年より紐付筒千より五百ツ、持渡候様可相談候ノ其外之品々は追々申候通注文可申談候ノ船乗伝習方軍器職人、分離術伝習等之事も日本之様子次第相頼候間、能々可申置候ノ日本遠へ他国人商法十分開候得は、琉地・属島共何も差支無之との事も能々可申談候ノ教法(キリスト教)之義は猶更、日本十二分ニ開ケ候意は、琉地・大島共ニ及断候旨、能々可申談候ノ国王(オランダ国王)より此方え送りもの有之候ハ、請取候て返事は来年と可申置事ノ注文品望之品遣候義は、内用之名目ニて右衛門・藤十郎え向ケ可送候ノ大島条約は改ては不致方可然、五ヶ年相立候上可然と存候ノ蘭人上陸・住居所并ニ品物置所は、時節見計可申談候」この文書は、1857(安政4)年早川五郎兵衛へ賜書や9月中旬、井上庄太郎、相良弥兵衛、長崎で琉球・大島で開市手続きをオランダ人と内談しているが、そのための「内用」と考えられる。

「大島条約」締結について、薩摩藩名でなく、「親雲上」琉名で取り計らう。5年間契約という考え。貿易方法は、藩がオランダへの注文品は、オランダ船が長崎へ行く途中に、大島に立ち寄り卸す。オランダが必要な品物は、長崎からの帰りに立ち寄って渡す。それが困難な場合は、琉人の名前でも取り替える。注文品は、5年ほどは、藩が望む品ばかりにして、藩が持たせる品でオランダが望まない場合は、銀銭を持たせる。幕府の処置次第如何様にもなる。5ヵ年ほど経過し、勝手に貿易ができれば本来の貿易、商人相対でできる。「政府」が天保一分銀を受け取る場合は、相談をする。琉蘭条約の評価として、琉米・琉仏条約に基づく。また、この条約は表向きのためである。この意味することは、本来的に藩の大島で貿易をしたいという意向が強いことを示していると考えられる。琉蘭条約による貿易場所は、(琉蘭)条約を結んでも、琉球は小国で不自由であるので、オランダが望むすべての品物は、大島で取り計らうからと話すこと。この意図する事は、フランスに対する貿易反対の論理の一つに「琉球は小国で不自由のため、フランスの貿易の利は少ない」ということがある。そのため、藩は琉球の従来の見解と齟齬させないためと考える。隠蔽政策として、異国船到着は、幕府厳禁であり、また、藩支配である事は隠す訳を細かくオランダへ話す事、大島貿易は、日本や外国へも琉球で貿易を行っているとして理解させる、日本で大島のことを訪ねられたら、薪・水の補給地であると答えるように、よくよく話して置く事、藩の急ぎの注文は、来年、紐付筒 1,000~500 づつ、翌々年は「英汽船」を持ってきてくれるように頼む事、その外の注文品も追々状況を見て。船乗伝習方軍器職人、分離術伝習等も国内情勢を見ながらとしている。商館も時期を見てと状況を見ている。この構想は、以前、薩摩藩が琉球の運転でフランス貿易を実施したいという意向について、琉球側が反対したため、実施できなかったことと関連する。つまり、大島は藩の直轄支配であるため、藩の政策が実施しやすいという事と、対外的に奄美群島は琉球国之内という立場を利用するという背景があつて計画されたものであると考えられる。その点で、奄美群島史は単なる一地域史に終わらない事も示している。ただ、この構想は、実施直前、琉球ではなく長崎での条約締結直前で藩主の島津齊彬が死去したことにより、実現できなかった。しかし、この構想は、幕末維新期のグラバーと藩による合同出資の「大島スキーム」構想として、上海貿易構想につながっていく。奄美群島は、このような位置地をも有する [j]。

6) 一字名字と服装を大和めくことの禁止をどう見るか

これまで、また現在でも上記の事は、薩摩藩が奄美群島民を差別したものであるという理解が強い。一字名字については、1783 (天明3) 年12月3日、実雄が芝名字となったことが一字姓の始まりである。この事象は、近代になり軍隊や島外で差別されたことと深く関係している

と考えられる。一字名字となった芝家の文書があり、以下に記載する。

「一前條之通難有被仰渡相用候名字、達 御貴聞候処ニ、 数拾年御奉公相勤候故、身分品能方ニも可有之哉、島人事候得は、名字用候儀は不入儀と 御意 被遊候得共、主膳様より田畑・砂守例を以、品能被仰渡被下候得は、札面諸書付等も相替、島中之励ニも相成事候間、先格之通可被仰附哉之旨、再度御 伺被仰上候由御意然らバ二字ニては、御当地之名字相紛候故、一字名字申附、田畑、砂守ニも一字名字被 召改候様被遊御沙汰候間、依之異国方江御吟味被仰渡候。名字左ニ記。／芝 文 林 朴 純 種 南 澤 栢 泊／右拾字之内、気寄候文字願出候様、被仰附候ニ付、芝之字は、西間切芝村之文字ニて候故ニ幸ニ奉存、左ニ願出差上候。／口上覚／右は私親実雄事、代々嫡子迄を以、郷士格被仰付、名字相用候様被仰渡、冥加至極身余難有次第奉存候。依之、右芝名字相用度御座候間、御免被仰付被下度奉願候。此等之趣を以成合候様、被仰上可被下儀奉願候。以上。／大島与人実統／卯十一月十四日」

これによると、名字を用いることについて (1783年10月13日、江戸から帰藩した) 藩主の島津重豪は、数十年の奉公により郷士格とすることはよい。しかし、「島人」であるので、名字を用いることは不用であるとした。勝手方家老の宮之原主膳は、以前に郷士格となった田畑、砂守の例を出し、「札面」、書付も変わり、島中の励みにもなるので先例の通り名字を用いることを再度藩主へ願った。つまり、島役人への名字付与が奄美内部で権威付けられ、そのことが藩へ貢献することになるという財政担当の家老の認識がある。そのため、家老は名字が必要であると藩主へ再度伺うのである。藩主島津重豪は、名字を二字にしたら藩内と紛らわしいため一字名字とし、また、田畑姓と砂守姓も一字名字に変えることを申し付けた。そのため、異国船・唐船を取り締まる異国方で名字を検討するよういわれ、その結果、「芝、文、林、朴、純、種、南、澤、栢、泊」の一〇字の名字が検討された。一〇字のうち、好ましい字を選ぶように言われた。大島西間切に芝村があるということで、一〇字の中の「芝」を用いることを1783 (天明3) 年卯11月14日、嫡子の島津重豪は願った。つまり地名から一字名字を採用したのである。

それは、12月3日、勝手方家老、宮之原主膳より勝手方用人の小笠原郷左右衛門の取次

ぎで「芝と相唱候様」と許可された。

また服装について、紙屋敦之によると、琉球に対して、1613(慶長18)年6月、薩摩藩は「琉球の様子は、昔の風体にならないように」、9月、藩は、「琉球の諸式は日本とかわらないように」と同化政策を進めた。1614(慶長19)年、幕府の指示で藩は、明との「勘合貿易」復活をもくろむが、翌1615年断念。その後、藩は、琉球の明との仲介を重視し、琉球の「同化」から「異化」＝自主の国へ転化させる。1616(元和2)年3月、藩は日本同化の方針を転換し、1617(元和3)年、「琉球生国の者は、日本人の鬘・髪・衣装は禁止、日本人のなりをする者は調べて罪科」とした。さらに、1624(寛永1)年、「日本人の名をつけること禁止」と藩は異化政策を進める[k]。

ここでは、一字名字について言えば、本来奄美群島を管轄していたのは、勝手方である。それが一字名字を付与する場合に「異国方」で対応している。また、勝手方家老は、名字付与を強く望んでいる。一字名字を決めた藩主の島津重豪は、「琉球秘策」にみられるように、幕府に内密に琉球与那国で交易を計画しているとされる。東アジアの状況に通じていた島津重豪の一字名字とする政策は、単なる「差別」という論理では理解できないと考えられる。

7) 1872(明治5)年に、島役人は大島商社との専売制を締結してきたのかわり、島役人が大島商社との専売制を認めて帰島したという考えであった。しかし、「宮崎県古公文書 鹿児島県・美々津県 到来 明治五年」(宮崎県文書センター)の新たな史料により、その評価が逆転した。

「大島／徳之島／喜界島／沖永良部島／与論島／右年貢之儀、是迄砂糖を以上納いたし来候得共、追々公平至当之御布告ニ基キ、已来年貢米石代市街平均値成を以金納申付候条、正金取建無滞租税課え可致上納候、左候て正税上納之外余計糖之儀は、作得米同様之訳ニ付、都て勝手売買申付候、就ては精々至仁之御趣意貫徹いたし、日用之品々迎も追々植殖いたし、各其産業を相励可成、於島々用興之道相立候様、叮嚀ニ御趣意無遺漏相達候様、早々可申渡事／但島々ニ依り見込之訳も候ハ、既ニ御年貢之時節ニ差掛候間、其段早々可願出事／壬申／九月／鹿児島県庁／諸島詰番」

おわりに

ここで触れることができなかつたが、近代になり、奄美群島の郷土格は、当初は「平民」、後、肩書だけは「士族」とすることとなった。その経過の史料がある。しかし、長崎県五島列島や鹿児島県三島村も同様な郷土格身分である。他の地域が近代になってどのような呼称となったのかという視点も、奄美群島の史料から考えることができる。また、奄美群島の史料収集の中で、従来の説の修正や新たな知見を得る事ができる。しかし、これまで受け入れられてきた大きな原因に、近現代史における奄美群島

民の置かれている状況を把握しながら検討していくことは、非常に重要である。

[a]石上「歴史と素材」『日本の時代史 30 歴史と素材』吉川弘文館 2004

[b]石上「古奄美社会研究の視角」『国文学』44巻11号75頁1999

[c]弓削「奄美島嶼の大あむについて一継承・人数・管轄地域について一」『奄美郷土研究会報』第40号2008

また、文化人類学の研究到達からも継承について同じことが指摘されている。津波高志「奄美における女性神役の継承方式」『人の移動と21世紀のグローバル社会』韓国研究班調査研究報告書第3冊(平成20年度～平成24年度文部科学省特別教育研究経費)2011

[d]瀬戸内町誌編纂委員会『瀬戸内町誌歴史編資料集4芝家文書』2003

[e]弓削「第三節 身分・役職編成について」『大和村誌』大和村誌編纂委員会 2010

[f]梅木哲人「薩摩藩・奄美・琉球における近世初頭の近田開発一石高制圏の形成一」『沖縄文化31』法政大学沖縄文化研究所 2004

[g]『鹿児島県史料 薩摩藩 法令史料集二』史料番号856鹿児島県 2005、

[h]福元盆地碑文、不明字は、大和村教育委員会作成史料による

[i]「島中申渡一冊」(比嘉春潮写本の孔版本、長田須磨氏蔵「太家文書」写本名瀬市史資料集、弓削「文化・文政期から天保期、奄美諸島の自然災害と藩・島役人の対応」『公開シンポジウム 災害をめぐる歴史・社会・文化一琉球・沖縄の視点から一』琉球大学史学会第44回大会 2011

[j]弓削「道之島の成立と幕末の奄美諸島一琉球開国要求と奄美諸島内部の施策の変化一」『東アジアの中の琉球一島津侵略400年を考える』沖縄国際大学南島文化研究所 2009

[k]紙屋敦之『歴史のはざまを読む一薩摩と琉球一』榕樹社 2009。この同化政策から異化政策に対しては異論も出ている。